

2019年（令和元年）12月26日

指定（介護予防）認知症対応型共同生活介護  
事業者様

藤沢市長 鈴木 恒夫  
（公印省略）

「指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準」第97条第8  
項等に規定する自己評価・外部評価の実施等に係る取り扱いについて（通知）

日頃から、本市の介護保険事業の運営につきまして、ご理解、ご協力をいただきありがとうございます。

さて、「指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準」第97条（指定認知症対応型共同生活介護の取扱方針）第8項等に規定する自己評価・外部評価の実施等については、一定の要件を満たした事業所の場合、外部評価の実施回数を2年に1回とする緩和措置が適用されることとなっています。

当該実施回数の緩和措置が適用となる事業所情報については、本市から神奈川県に報告した後、神奈川県から外部評価機関に提供し、外部評価機関は、「福祉保健医療情報ネットワークシステム（WAM NET）」を利用して評価結果等を公開することとされています。

上記取り扱いに係る県内市町村から神奈川県への報告期限について、令和2年度より5月末日に設定されたことから、藤沢市内の指定（介護予防）認知症対応型共同生活介護事業所が外部評価の実施回数の緩和措置を受ける場合における本市への申請書等の提出期限については、緩和の適用を受けようとする年度の4月末日までとします。

以上

（事務担当）

藤沢市役所 福祉健康部介護保険課  
総務・給付担当

電話 0466-50-3527（直通）